



錦秋の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

気温が安定しませんが、お体ご自愛下さいませ。

重要情報

1. 消費税増税後のクレジット決済推進政策

2015.10.15増税表明で消費税増税後の消費の落込み対策としてクレジットカードなどキャッシュレス決済を使った消費者に2%ポイント還元する方針を打ち出しました。現金決済のみの小売店への影響が懸念されます。

2. 給与所得者の年末調整書式や計算方法が公表

平成30年分から配偶者控除が大幅に改定され、年末調整用の書式も従前の【保険料兼配偶者】の用紙が、【保険料】と【配偶者】の2つに分かれます。配偶者控除は、本人と配偶者の所得に応じ控除額が変わります。記載にご注意ください

3. 軽減税率開始に伴うQ&A

既報のとおり、国税庁から軽減税率のパンフレットが各社に配布されています。取引先との間で授受される領収書レシート請求書等は税率ごとに区分記載が必要となり、場合によってはレジ等のシステム改修が必要です。

元バックパッカー赤羽の旅断(バカ)



【グアテマラ2018.8月】グアテマラ報告①は、火山温泉カルデラ湖です。今年6月に噴火したフエゴ山をはじめグアテマラは世界有数の火山大国で、円錐型の美しい山の雄姿があちこちで見られます。もちろん温泉施設も多く、日本と違いタイル張りのコンクリ個室の床に湯をためて体を温めるというのが基本スタイルですが、中には自然の温泉プールもあります。そして険しい山々の合間に多くの湖が点在するのですが、中でもアティラン湖は風光明媚です。マヤ人の集落が湖を囲むように点在し、色とりどりの民族衣装をまとった人々が伝統的な暮らしを守ります。

☆事務所からの連絡☆

年末調整に先立ち、対象従業員に必要な書類の準備をご指示ください(保険料控除証明書、住宅ローン年末残高証明書、中途入社の方の前職給与源泉徴収票など)。【保険控除】【配偶者】【扶養親族】の用紙は11月下旬にご案内予定です

11月のイベント

- ・年末調整書類がご自宅に届きます(生命保険・地震保険・住宅ローン残高)
- ・個人所得税第2期予定納付
- ・個人事業税第2期分納付

税金マメ知識

【株券を発行していない株券発行会社の問題】

弊所では事業承継支援に取り組んでいますが、悩ましいのが『株券発行会社』です。発行・不発行については謄本記載の登記事項ですので、実際の発行の有無は関係ありません。問題は、株券不発行という制度がなかった昭和に設立された中小企業の多くが、**株券を発行したことがないにも関わらず、株券発行会社のままである**ということです。また、当時は発起人集めの過程で親戚友人に**名義を借りた**時代でもあります。当時の**面々のお名前が法人税申告書別表2に載ったまま**の会社もまた、非常に多いです。相続贈与の税制特例を使うときに、株券発行会社は株券現物の担保提供が必要となりますし、第三者へ友好的M&Aを行う場合も、お相手からは当然『マツタ』がかかるでしょう。**契約書だけで話を進めても**、現物がなきゃ**ダメ**です。なにより、承継を済ませた後に、名義株主(の相続人等)が現れると… この機会にぜひ謄本や別表2を見てください。

晩酌のじかん

最近ようやくダルマに手を出しましたが、ん、おいしい。サントリーのウィスキーの話です。部長ダルマ(オールド)、課長角瓶(角)、ボク白札(ホワイト)ですね。おいしいものにお金を使いたいと、少しずつ思うようになってきました。もっとも、ダルマは休日に一杯だけ、ちびちび飲むささやかな贅沢。専ら私は炭酸水で割りハイボールにして飲みます。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
☎:045-594-6541/凸:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red